**平成２７年（フ）第１８８号**
福井市木田２丁目2013番地　グリーンサイドヒルズＥ棟
破産者　板村眞理子
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第１８９号**
福井市灯明寺４丁目2308番地　ウエストホープ灯明寺205、旧住所福井市下森田新町第17号107番地１
破産者　下村　　都
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第１１９号**
広島市安佐南区高取北４丁目15番19号
破産者　**廣**瀬トクエ
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第２８号**
山口県柳井市柳井3300番地８
破産者　西部　　実
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

**平成２６年（フ）第４５号**
大阪府和泉市尾井町１丁目５番35号、旧住所徳島県海部郡海陽町四方原字旭町63番地７
破産者　若松　舞子（旧姓平岡）
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

**平成２６年（フ）第１７３号**
高知市北秦泉寺290番地１　コーポ北秦303号
破産者　**片**岡　佳子
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

**平成２７年（フ）第１９４号**
高知市農人町２番５号　クレスト20・502号
破産者　島﨑　　学
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

**平成２７年（フ）第２７８号**
北九州市門司区清見３丁目２番１―211号
破産者　高橋　哲也
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２７年（フ）第１６号**
熊本県阿蘇市小里267番地10
破産者　黒川　直文
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

**平成２７年（フ）第１７号**
熊本県阿蘇市小里267番地10
破産者　黒川　　文
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

**平成２７年（フ）第２１５号**
宮崎市東大淀２丁目２番40号　弘コーポ205号、前住所宮崎市大字本郷北方2195番地５
破産者　山﨑　　豊
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第３４１号**
山梨県甲斐市富竹新田975番地８
破産者　平田　耕基
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第１５５号**
山梨県甲府市上石田２丁目22番19号、住民票上の住所山梨県笛吹市春日居町下岩下522番地
破産者　仁科　勝一
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第１７９号**
長崎県佐世保市若竹台町354番地　若竹台39―７、前住所福岡県北九州市小倉北区中井４丁目６番６―1510号
破産者　作田　勇樹
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２６年（フ）第５１６号**
千葉県浦安市猫実２丁目３番26号レオパレス21ワレイア（106）（前々の住所）千葉県船橋市田喜野井７丁目24―６　サニーハイツ203号、開始決定時の住所大阪府泉南市岡田７丁目1664番地の24
破産者　江﨑　隆一
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第４０５号**
大阪府貝塚市久保175番地１
破産者　藤井　一彦
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２６年（フ）第２４８号**
奈良県橿原市中曽司町178―１　真菅サンハイツ108号室、開始決定時の住所奈良県橿原市中曽司町97―３　山藤住宅Ｂ
破産者　佐々木正憲
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２７年（フ）第１号**
奈良県大和高田市大字神楽190番地１　丸一文化住宅12号
破産者　中川　清一
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係